

食料・農業・農村基本法改正に伴い、基本法に「種子の自給」を盛り込むことを求める意見書

コロナ禍以降、世界各地の紛争や気候変動、円安などにより、輸入頼みには大きなリスクがあることが明らかとなり、中でも食料の自給は多くの国民の関心事となっている。特に種子は農業にとって基本的で不可欠の要素であり、その自給が危うければ、食料の自給も万全とは言えない。一方、これまで公的に守られてきた種子の自給、つまり各地方の試験場と採種農家が連携しその土地の気候や風土にあった優良な種子を生産してきた技術は担い手の高齢化等で失われつつある。

地域の環境で生物多様性に沿う種子は一度失われたら取り戻すことは難しく、他の生産資材とは一線を画するものである。

よって、国におかれては第213回国会で審議される「食料・農業・農村基本法」改正において次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 「食料・農業・農村基本法」改正に「種子の自給」を盛り込むこと以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

糸 満 市 議 会